人種平等原則と豪州の反対 — 建国の歴史と白豪主義 —

(平成24年11月30日 受理)

人間科学系 八 丁 由 比

The Historical Background of Australia's Opposition to the Japanese Proposal

(Received November 30, 2012)

Kyushu Institute of Technology Yui HATCHO

人種の平等や人権の尊重が国際社会で謳われるようになったのは比較的最近のことである。2006年に国際連合人権理事会が設立されたが、このこともこの問題が現代社会においてなお主要課題の一つであることを示している¹⁾。本研究の主題は人種問題や人権問題の国際化がどのようにして起こったかを明らかにすることであり、中でも本論文はパリ講和会議の際、日本の人種平等原則挿入提案に強く反対したオーストラリアの国内事情を論ずることである。

人種の問題が初めて国際会議上の議題となったのはパリ講和会議の場である。日本がここで人種平等に関する何らかの文言を国際連盟規約に挿入するよう求め、議論を呼んだ。日本が国際連盟委員会で最終的に挿入を提案した文言は、議論の過程で性質が大きく変わり、提案当初は反対したギリシアの委員は「今回は全然趣を異にし」ているとし、フランスの委員も今回の一文は原則を示すものであり、何ら反対するものではないとしていた²⁾。このことについて大沼保昭は「かりに右の案が最初から米国ないし英国の提案中に含まれていたら、まったく『無害な』美しき正義の宣明として、ほとんど議論もされぬままに採択されていたかもしれない」と評している³⁾。しかし、オーストラリアが強く反対したために会議は頓挫し、英連邦内部の協調を重視するイギリス、そしてイギリスとの共同歩調を不可欠とするアメリカの力により、日本は形骸化した文言すらも挿入することができなかった⁴⁾。

パリ講和会議の際の日本の外交を分析した研究はすでに多く発表されている。講和会議での議論の推移については『日本外交史』や、講和会議において全権大使を務めた牧野伸顕の著書に詳しく、また日本が人種平等原則という概念を持ち出すきっかけともなった新外交の提唱者であり、講和会議で議長を務めていたウィルソン(Woodrow Wilson)大統領については、草間秀三郎の『ウッドロー・ウィルソンの研究』や高橋秀介の『ウィルソン外交と日本』に詳述されている。日本国内で人種平等原則を求める声が高まった経緯な

ど、日本の国内事情については岡義武や大沼保昭、鳥海靖らが論文を発表している⁵⁾。新外交の展開を試み、会議で議長をも務めていたアメリカの外交と、その波に乗って新しい概念を国際舞台に持ち出そうとした日本の外交についての分析が進んでいると言える。

しかし、人種平等原則を巡る議論においてはオーストラリアが頑なに反対の態度を取り続けたために会議が頓挫しており、イギリスをも同調させたそのようなオーストラリアの外交についてはあまり研究が報告されていない。ナオコ・シマズ(Naoko Shimazu)が著書『Japan, Race and Equality』の中でオーストラリアの態度についても言及しているが、理由に関しては当時のオーストラリア首相兼パリ講和会議代表ビリー・ヒューズ(Billy M. Hughes)の個人的政治目的を指摘するにとどまっている⁶⁾。しかし、ヒューズが大統領に就任する以前から日豪関係は緊張状態にあり、オーストラリアの反対についてさらに精査する必要がある。本研究では既存の研究ではあまり進められていないオーストラリアに注目し、国内事情との兼ね合いから当時オーストラリアが置かれていた国際社会的状況を探る。

日本が提案した人種平等原則について検討した国の中で、オーストラリアは他のヨーロッパ諸国とは異なる事情をいくつか抱えていえた。その一つが白豪主義 (White Australia Policy) である。白豪主義とは、オーストラリアの白人国家形成を意味し、政策や法律ではないものの建国方針の一つといえるまでに高められ、政治家やマスメディアによって多用されたものである。言葉の起源については諸説あるが、一説によると 1880 年代にクィーンズランドのジョン・マクロッサン(John Murtagh Macrossan)という人物が初めてこの言葉を使用し、次第に広く使用されるようになった 70。

この時代において、白人国家の形成を目指す新興国の存在はそう珍しいことではなかった。しかし、オーストラリアが特別であったのは、この国が白豪主義を単なるアイディアにとどめず、政策と直結させ、「白いオーストラリア」を具現化しようとしたためであった。例えば、1901年に制定された移住制限法(The Immigration Restriction Act)は欧州言語によるテストを用いて日本人を含むアジア人の移住を制限しようとするもので、テストで使用される言語の選択は試験官によって恣意的に行われ⁸⁾、実際に、商人、学生、旅行者などの一時渡航者を含むあらゆる日本人のオーストラリアへの入国が禁止された。その他にも、南太平洋諸島からのカナカ移民を出身国へ強制的に送還する法律が制定されたり、国民の同質性を高めるためにイギリスからの移民を奨励する積極策などが取られた。その結果、1901年から30年の間に、オーストラリアの人口は2倍弱に増加したのに対し、アジア系国民の占める割合は7%から3%に減少したのである⁹⁾。

白豪主義という言葉で表される移民制限をこの時期に法制化した理由はいかなるものであったか。この問いの解を求める時、法制化の裏にはアジア人種蔑視といった心理的要因だけでは説明できない、社会的および政治的理由が見えてくる。

そもそもオーストラリア大陸における非白人人口は、奴隷制の廃止やゴールド・ラッシュなどいくつかの要因が重なった結果、1850年代以降に増加し、移住制限法が制定される直前の1901年がピークであった¹⁰⁾。中国人は日本人、インド人、カナカ人など他の有色人に比べ圧倒的に多く、1901年の中国人人口は30.542人でオーストラリアの人口の約8

パーセントを占めていた。一方、インド人は、1.2 パーセント、日本人は 0.9 パーセント であり、非白人の排斥とは中国人の排斥とほぼ同義であった。

この中国人労働者の存在は、特に白人労働者たちにとって経済的な脅威であった。慢性的な労働力不足にあったオーストラリアにおいて、資本家や実業家たちの中には安価な労働力を歓迎したものもいたが、白人労働者にとっては、中国人労働者の雇用により賃金水準が低下し、雇用機会までもが減少していた。1850年代末以降、ゴールド・ラッシュで沸いたビクトリアには安価な労働力として4万人の中国人労働者が動員されており、ビクトリアと隣り合わせのニューサウスウェールズにも同様に多くの中国人労働者が流れ込んだ。白人労働者による中国人労働者暴力事件が多発するようになり、1878年になると初の船員ストライキも起こった。その後、白人労働者たちは、次第に労働組合を組織するようになり、また各植民地での議会政治の発達に従って労働党を結党し、労働環境の改善と、有色人労働者の排斥を求める政治力として影響力を持つようになっていった¹¹⁾。

しかし、オーストラリア全域において一様に中国人労働者が増加したわけではなく、またその対応も地域によって異なっていた。19世紀のオーストラリアは全体がイギリスの植民地であったが、6つの個別の植民地に別れていた。それぞれの植民地は独立した行政権を持ち、有色人労働者に対しても各々の政策を持っていた。例えば、先に述べたビクトリアとニューサウスウェールズの植民地政府は1855年と61年にそれぞれ中国人移民を制限する法律を制定することとなったが、北東部のクィーンズランドや西オーストラリアは70年代、90年代に金鉱が発見され、労働力が必要となったため、またサトウキビ大農園や真珠貝採集業など白人労働者よりも有色人労働者が求められる業種があったために、これらの地域では同様の法律の制定が遅かったばかりか、金鉱を除いたその他の職場においてむしろ就労を歓迎する場合すらあった¹²⁾。

このように地域によって移民対策に温度差がある状況において、移住を制限している植民地へ陸路によって移民が移動することは容易であり、厳しい制限を望む南東部の植民地はオーストラリア全土で統一的な移民制限を実施する必要性を意識するようになった。また、植民地間で統一的な関税を採用する必要性については70年代より議論されており、解決が急がれていた。対外面においては、南太平洋に迫る国際的脅威が発生しており、ニューサウスウェールズのヘンリー・パークス(Sir Henry Parkes)首相は1889年に連邦結成を呼びかける演説を行い、翌年に会議が開催された130。6つのバラバラの植民地ではなく、一つの連邦国家としてまとまろうとする動きが生まれたのであり、有色人移民の問題は、その動きを起こすきっかけの一つとなっていた。

しかし、オーストラリアの連邦化が実現するまでにはさらに 10 年の歳月が必要であった。統合の必要性が強く認識される一方で、社会的、経済的背景の異なる植民地が一様に受け入れられる共通策を生み出すことが難しかったからである。特に関税問題は深刻で、統一関税の必要性を認める決定が植民地間会議でなされても、具体策を講じる段階になると自由貿易を推進するニューサウスウェールズは関税の撤廃を望み、保護貿易を堅持していたビクトリアが撤廃に反対するといった具合で、両者の対立ゆえに連邦化への道も頓挫した。また、どのような連邦制を採用するか、議会の構成をいかなるものにするか、首府の場所について等、細かな事柄についてまで植民地間の相互不信が影響した。結局、連邦

化は妥協と修正案を重ねた末にようやく成立する 140。

国家作りの段階で大いにもめた植民地政府であったが、共通して抱えていた問題の中で唯一意見がまとまっていたものがある。アジア人労働者を排斥しオーストラリアを白人国家にするという点についてである。1896年には植民地会議において有色人制限法の制定について合意がなされ、その後イギリス本国からの要求で日本やインドに配慮する修正が加えられたものの、1897年には西オーストラリアが、1898年にはニューサウスウェールズ、1898年にはタスマニアが移民統制を拡大する法律を制定した。そして1901年、オーストラリア連邦が誕生した時に議会が初めて制定した法律が移住制限法であった。

連邦化の過程で互いに共通の価値観を見つけることが難しかった各植民地政府にとって、この合意は単なる移民政策以上の意味を持っていた 15)。前述のようにこの法律制定の背景には実際的な側面があり、有色人労働者を排斥することによって雇用および労働条件等への悪影響を懸念する低賃金白人労働者を守る意図があった。同時にアジア人を排斥し白人国家オーストラリアを創造するという共通目標を掲げることで、植民地間に連帯感と結束をもたらす結果となっていた 16)。換言すれば、連邦政府は新しい国の政策の根幹として白人社会を求めることを選択したのであり、移住制限法は新生オーストラリア連邦の精神的絆として象徴的な意味をも有していた。これを否定することはオーストラリア社会を根底からゆさぶることと同義であった 17)。

実際のところ、オーストラリアが有色人の移住制限をどのくらい優先的事柄としてきたかは、連邦成立の時期を挟む二つの出来事を見ても知ることができる。一つは、1894年締結の日英通商航海条約の際である。この条約は対等相互主義と人的交流の自由を保障した条約であるが、オーストラリアはイギリスの植民地としてこれに関係する可能性があった。その場合、オーストラリア側のメリットとしては対日貿易の拡大が見込まれ、1890年に始まる国際金融危機に直面していたオーストラリアにとって、むしろ好ましいとも考えられた¹⁸⁾。しかし、貿易の拡大は同時に人的交流の増大をも意味し、白豪主義の堅持を優先した植民地会議は条約に加盟しないことを決定した¹⁹⁾。また、1902年の日英同盟締結の際も白豪主義が揺らぐことは無かった。日本にとって、オーストラリアが排日的政策を進めることは、日英同盟の観点からは受け入れられないものであった。しかし、オーストラリアの側ではそのようなことは全く無く、首相は新聞に掲載されたコメントの中で、日英同盟は太平洋の安全保障上好ましいこと、オーストラリアの東アジア貿易の観点から有利に作用する可能性があること、そして白豪政策には何ら影響を与えないことを主張する始末であった²⁰⁾。

このように、白豪主義は国家のアイデンティティ形成と深く関わるものであっただけに、 誕生間もないオーストラリア連邦にとって譲ることのできない政策であった。有色人種の 移住を制限することは、白人労働者に雇用環境を保障すると同時に、統一国家として共通 行動をとらせ、白人国家形成という目標の下に連帯感を与える結果となった。ゆえに、こ の政策はオーストラリア国内の状況を守る際に最も強く主張されたのであり、概念の正当 性を対外的に主張したり外交実務面で障害となることはなかった。

【参考文献】

大沼保昭「遥かなる人種平等の理想」『国際法・国際連合と日本』弘文堂、1987年。

岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交と我が国世論」『現代アメリカの内政と外交』東京大学出版会、1959年。

竹田いさみ「白豪政策の成立と日本の対応」『国際政治』日本国際政治学会、68 号、1981 年。

鳥海靖「パリ講和会議における日本の立場」『法政史学』法政大学史学会、1994年。

八丁由比「国際連盟規約と幻の人種平等原則—実現しなかった原因は何か」『九州工業大学研究報告、 人文・社会科学』九州工業大学、59号、2010年。

有賀貞『アメリカ外交と人権』日本国際問題研究所、1992年。

大沼保昭『人権、国家、文明』筑摩書房、1998年。

鹿島守之助『日本外交史12』鹿島研究所出版会、1971年。

北大路弘信、北大路百合子『オセアニア現代史』山川出版社、1982年。

草間秀三郎『ウッドロー・ウィルソンの研究』風間書店、1974 年。

斎藤真『現代アメリカの内政と外交』東京大学出版会、1959年。

高橋秀介『ウィルソン外交と日本』創文社、2006年。

竹沢泰子『人種概念の普遍性を問う』人文書院、2005年。

竹田いさみ『物語 オーストラリアの歴史』、中公新書、2000年。

M. A. ベーン『真珠貝の誘惑』勁草書房、1987年。

藤川隆男『オーストラリアの歴史』有斐閣、2004年。

牧野伸顕『回顧録 下』中公文書、1992年。

三輪公忠『日米危機の期限と排日移民法』論創社、1997年。

Bryan, Harrison, John Murtagh Macrossan and the genesis of the White Australia policy, *Journal* of the Royal Historical Society of Queensland, volume 5, issue 2.

Jayasuriya, Laksiri, Legacies of White Australia, University of Western Australia Press, 2003.

Fitzhardinge, L. F., The Little Digger 1914-1952, Angus & Robertson Publishers, 1979.

Fitzhardinge, L.F., That Fiery Particle 1862-1914, Angus & Robertson Publishers, 1964.

Hughes, Colin A., Mr Prime Minister, Oxford University Press, 1976.

Lauren, Paul Gordon, Power and Prejudice: The Politics and Diplomacy of Racial Discrimination, Westview, 1988.

London, H.I., Non-White Immigration and the "White Australia" Policy, New York University Press,

Palfreeman, A.C., The Administration of the White Australia Policy, Melbourne University Press, 1967.

Rich, Paul B., Race and Empire in British Politics, Cambridge University Press, 1986.

Shimazu, Naoko, Japan Race and Equality, Routeledge, 1998.

Spartalis, Peter, The Diplomatic Battles of Billy Hughes, Hale & Iremonger, 1983.

Willard, Myra, History of the White Australia Policy to 1920, Melbourne University Press, 1923.

Windschuttle, Keith, The White Australia Policy, Macleay, 2004.

- 1) 国際連合人権理事会 (United Nations Human Rights Council) は国連総会の補助機関の一つで、国際連合経済社会理事会の機能委員会の一つであった国際連合人権委員会 (United Nations Commission of Human Rights) が発展的改組されたものである。
- 2) 鹿島守之助『日本外交史12』鹿島研究所出版会、1971年、187頁。
- 3) 大沼保昭「遥かなる人種平等の理想」『国際法・国際連合と日本』弘文堂、1987年、453頁。
- 4) 八丁由比「国際連盟規約と幻の人種平等原則―実現しなかった原因は何か」『九州工業大学研究報告、 人文・社会科学』九州工業大学、59号、2010年。
- 5) 鹿島守之助『日本外交史 12』鹿島研究所出版会、1971 年。牧野伸顕『回顧録 下』中公文書、1992 年。草間秀三郎『ウッドロー・ウィルソンの研究』風間書店、1974 年。高橋秀介『ウィルソン外交と日本』創文社、2006 年。岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交と我が国世論」『現代アメリカの内政と外交』東京大学出版会、1959 年。大沼保昭「遥かなる人種平等の理想」『国際法、国際連合と日本』弘文堂、1987 年。鳥海靖「パリ講和会議における日本の立場」『法政史学』法政大学史学会、1994 年。拙者も講和会議の交渉を中心に各国の対応と実現に至らなかった原因の所在について論じている。八丁、前掲書。
- 6) Naoko Shimazu, Japan Race and Equality, Routeledge, 1998, 167.
- 7) 竹田いさみ『物語 オーストラリアの歴史』中公新書、2000年、39-40頁。Bryan, Harrison, John Murtagh Macrossan and the genesis of the White Australia policy, *Journal of the Royal Historical Society of Queensland*, volume 5, issue 2, 885-906.
- 8) ナタール法 (The Natal Act)。白豪政策に関するその他の法律は、太平洋諸島労働者制限法 (Pacific Island Labourers Act) と郵便電信法である。竹田いさみ「白豪政策の成立と日本の対応」 『国際政治』 日本国際政治学会、68号、1981年、37頁、(注) 1。竹田、『物語』 44-45頁。
- 9) 北大路弘信、北大路百合子『オセアニア現代史』山川出版社、1982年、127頁。
- 10) 竹田、『物語』、48頁。
- 11) 竹田、前掲書、51-52、76-80頁。藤川隆男『オーストラリアの歴史』、有斐閣、107-111頁。
- 12) 竹田、前掲書、62-64、86 頁。藤川、前掲書、106-115 頁。北部では開拓や熱帯地方の農園などの 労働力として有色人種を雇用すべきだとする実業家や政治家もいた。M.A. ベーン『真珠湾の誘惑』 勁草書房、1982 年。
- 13) 北大路、前掲書、111頁。
- 14) 前掲書、115-123頁。竹田、前掲書、82-90頁。藤川、前掲書、126-128頁。
- 15) 第1回連邦議会に出席した全ての政党が白豪勢策を選挙公約に挙げ、新聞もそれに同調していた。 竹田いさみ、「白豪勢策の成立と日本の対応」『国際政治』、30頁。
- 16) 藤川、前掲書、107-111、115-116頁。
- 17) 竹田、『物語』、91 頁。
- 18) オーストラリアにとってこの時の経済悪化は深刻で、1891 年から 1895 年の間に、政府の支出は 40%、国民総生産は約 30% それぞれ減少し、1893 年のビクトリアでは失業率が 28% を超えた。藤川、 前掲書、120、155-156 頁。
- 19) この時、実益を優先したクイーンズランドは日本と秘密交渉の結果、条約に加盟し、他植民地の不評を買った。竹田、前掲書、87頁。竹田いさみ「白豪政策の成立と日本の対応」『国際政治』、25-26頁。
- 20) 竹田、『物語』、112-114頁。